

監査ガイドラインの改定について

監査ガイドラインは、当協会が自主規制機能の一つとして実施している監査の具体的な内容を取りまとめたものであり、毎年度ごとに定期的な改定を行っています。

このたび、一部内容を改定した第4版をホームページに掲載しました。

主な改定箇所やホームページの掲載場所は次のとおりです。

【主な改定箇所】

I. 監査の基本事項	2. 監査の種類と実施方法の「(参考)監査の実施状況等」に掲載されているグラフに28年度を追加表示
II. 監査の実施手続き	1. 監査計画の策定等の「①監査の重点事項」を変更、及び「②監査対象協会員等」のうち、「イ.書類監査」を変更
III. 書類監査報告書等	A. 書類監査報告書 B. 実施要領 C. 改善の手引き
IV. 実地監査マニュアル	・ 障害者差別解消法の施行を受けた金融庁「監督指針」の改正（平成28年9月9日）を踏まえ、B. 検証基準の【2-1】【8】【11-1】、《別冊チェックリスト》主な着眼点の8を変更 ・ 改正個人情報保護法の全面施行（平成29年5月30日）を踏まえ、B. 検証基準の【4-1】【5】、B. 検証基準《別表》の【別表1】、《別冊チェックリスト》主な着眼点の2、4、5を変更

} 28年度の書類監査に差換え

【掲載場所】協会ホームページTOP >> 協会について >> 業務内容：監査ガイドライン

下記の監査ガイドラインのページよりPDFをダウンロードできます。

<http://www.j-fsa.or.jp/association/business/guideline.php>

【お問い合わせ先】

日本貸金業協会 監査企画部

Tel : 03-5739-3015 (9 : 30~17 : 30)